

第一百二回 参議院商工委員会議録 第四号

昭和六十年二月二十六日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

二月十二日

辞任

杉元 恒雄君

補欠選任

福岡日出磨君

福岡日出磨君

二月十三日

辞任

補欠選任

杉元 恒雄君

出席者は左のとおり。

委員長

降矢 敬義君

理事

委員

斎藤栄三郎君
前田 黙男君
梶原 敬義君
市川 正一君岩本 政光君
佐藤栄佐久君
鈴木 省吾君
松尾 官平君
松岡滿寿男君
木本平八郎君田代富士男君
伏見 康治君
福間 知之君
高橋 元君

國務大臣

通商産業大臣

國務大臣
(経済企画庁長官)

金子 一平君

事務局側

員 常任委員会専門

野村 静二君

公正取引委員会
委員長

高橋 元君

○ 産業貿易及び経済計画等に関する調査
(通商産業行政の基本施策に関する件)

厚谷 裏兒君

佐藤徳太郎君

赤羽 隆夫君

杉山 弘君

児玉 幸治君

猪木 直道君

村岡 茂生君

木下 博生君

柴田 益男君

新井 喜美男君

等々力 達君

石井 賢吾君

佐藤栄三郎君

前田 黙男君

梶原 敬義君

市川 正一君

岩本 政光君

佐藤栄佐久君

鈴木 省吾君

松尾 官平君

松岡滿寿男君

木本平八郎君

田代富士男君

伏見 康治君

福間 知之君

高橋 元君

金子 一平君

国務大臣

通商産業大臣

國務大臣
(経済企画庁長官)

高橋 元君

公正取引委員会
委員長

高橋 元君

國務大臣

通商産業大臣

國務大臣
(経済企画庁長官)

高橋 元君

考えており、幅広い環境整備に大きく寄与するものと思います。また、国有試験研究施設の簡便使用を可能とするなど民間の技術開発活動を促進するための制度改善を図つてしまっています。私は、これららの施策を有機的、総合的に推進するため、基盤技術研究円滑化法案を提出しているところであります。

私は、税制面でも十分意を用いてまいり所存であります。基盤技術研究開発促進税制及び中小企業技術基盤強化税制の創設は、技術開発における民間活力活用の観点から極めて高い意義を有するものと考えております。

民間企業の技術開発促進における特許制度の意義も大きいものがあります。この観点から、迅速、的確な権利付与等の要請にこたえて、特許行政の総合的コンピュータ化を確実に推進してまいります。また、国際出願制度の利用拡大に資する制度を整備することなどを目的とした特許法等の一部を改正する法律案を提出したいと考えております。

第三は、積極的な国際的貢献を果たすために、国際研究協力の一層の推進を図ることであります。私は、引き続きYXX計画、V二五〇〇計画等民間航空機開発分野やサミットで合意された太陽光発電、先端ロボットを中心とする国際研究協力プロジェクトの積極的推進を図つてしまつります。

二十一世紀への展望を切り開く上で、もう一つの大きな要素は情報化的推進であります。情報化の進展は、産業の効率性の著しい向上、国民ニーズの迅速な把握と的確な対応を可能とするものであります。さらに、産業構造の高度化を加速させるものもあります。豊かなあすを築く上で高度情報化社会の実現は不可欠であるといつても過言ではありません。

トゥエアの大きな需給ギャップ、すなわち、ソフ

トゥエア危機への対応が必要であります。このた

め、ソフトウェア生産の機械化、自動化システムを開発、構築することとし、六十年度から情報処理振興事業協会においてこれに着手いたします。

また、諸産業の健全な情報化の進展を図るために、各産業のニーズに即応した効率的な情報システムの構築促進を図る必要があります。このた

め、事業者の連携による電子計算機の効率的な利用を促進するための指針を提示する等円滑な情報化の推進を図つてまいり所存であります。

私は、これらの施策を強力に推進するため、情報処理振興協会等に関する法律の一部を改正する法律案を提出しているところであります。

高度情報化社会実現のための環境整備は、これに尽きるものではありません。コンピュータセキュリティ対策の推進も重要であります。当省は、電子計算機システム安全対策基準の策定など従来から先見性を持ってこの問題に取り組んでおりますが、経済、社会の多くの分野がコンピュータに大きく依存している現在、その一層の強化を図らなければなりません。今後とも引き続き関係省庁とも協力しつつ、その立法化の推進に努力してまいり所存であります。

また、地域間の情報化格差を是正しつつ、全国的にバランスのとれた情報化を進めることも重要な要素であります。当省は、五十九年度からニューメディアコミュニティ構想を推進してきておりましたが、さらに同構想の一層の推進を図るために、モルタル地区の追加を初め、同構想を推進する法人に対する基盤技術研究促進センターの出資等必要な支援措置を講じてまいり所存であります。

さらに、多種多様な情報関連機器、システムが支障なく相互に接続され、運用されることが不可能であります。私は、この面でも、技術開発、すなわち相互運用データベースシステムの開発への着手を初め、標準化の推進など多様な政策展開を図つてまいります。

また、高度の技術力を有する情報産業の存在も不可欠であります。この観点から、引き続き第五世代コンピュータなどの開発を進めてまいります。

さらに、高密度情報化社会を支えるものとして半導体集積回路は極めて重要な役割を果たしておりますが、その開発を促進し、半導体産業の健全な発展を確保するためには、集積回路のレイアウトの開発者の権利保護を図ることが強く要請されております。このため、半導体集積回路の保護に関する法律案(仮称)を提出することとしております。

最近の世界経済は、米国景気の拡大を中心につとめ、発展途上国の輸出産業育成のための協議を踏まえ、その解決に最大限の努力をしたいと考えております。

また、世界経済に占める太平洋地域の重要性の高まりの中で、私としても、新しい太平洋時代をめられております。このため、中期目標のもとで民間活力をも活用しつつ政府開発援助を拡充するとともに、発展途上国の輸出産業育成のための協議を踏まえ、その解決に最大限の努力をしたいと考えております。

先進国と発展途上国との相互関係が深まる中で、我が国は国際的責務として、発展途上国の経済的自立を図るための総合的経済協力の展開を求めております。このため、中期目標のもとで民間活力をも活用しつつ政府開発援助を拡充するとともに、発展途上国の輸出産業育成のための協議を踏まえ、その解決に最大限の努力をしたいと考えております。

最近のエネルギー情勢を見ますと、国際石油需要は緩和基調で推移しておりますが、国際石油需給が中長期的に逼迫化の方向にあることに変わりはなく、また、中東情勢も依然不安定な状況にあります。資源エネルギー供給構造の極めて脆弱な我が国にとって、資源エネルギーの安定供給基盤を維持していくことは、二十一世紀に向けて健全な発展を遂げていく上での大前提であります。

このような認識のもとに、安定供給の確保を基本として、経済性の観点にも配慮しつつ、総合的な資源エネルギー政策を着実に推進していくこととしております。

そのため、具体的には、まず第一に石油の安定供給基盤の整備を図つてまいります。六十三年度三千万キロリットル達成に向けて国家備蓄の積み増し等石油備蓄政策の強化を図るとともに、石油の自主開発を推進してまいります。さらに、大きな前進を見つつある元売企業の集約化が適切な政策的支援措置のもとに実効性あるものに結実するよう努力を傾注してまいります。また、揮発油販売業の近代化等の推進、LPGの安定供給確保等のため所要の施策を進めることとしております。

第二に、石油代替エネルギーの開発導入を引き

続き強力に推進してまいります。特に原子力につきましては、安全性の確保に万全を期しつつ、原子力発電の高度化を図るとともに、その利用を一層推進する上で不可欠な核燃料サイクルの事業化を推進します。また、引き続き電源立地政策を積極的に推進してまいります。さらに、地方都市ガス事業における原料の天然ガス化を積極的に推進してまいります。また、石炭、地熱、水力の開発を推進するとともに、新エネルギーを初めとする石油代替エネルギー技術開発を促進してまいります。

第三に、省エネルギーの推進であります。省エネルギーは、国民各層の創意と工夫と努力の積み重ねにより大きな成果を達成し得るものであり、引き続きその促進に努めていく所存であります。

第四に、今後の技術革新により需要が躍進的

に増大するレアメタルにつきまして、備蓄の推進、探鉱開発の促進等総合的施策を講じてまいりま

す。

中小企業は、我が国経済の活力の源泉であり、また、社会の安定の基盤でもあります。技術革新、情報化の急速な進展など大きな環境変化の中にあって、我が国の今後の発展への期待は極めて大きなものがあります。私は、こうした期待に十分こたえられる創意と活力ある中小企業の育成を図るべく、今後とも積極的に中小企業政策を展開してまいる所存であります。

第一は、技術革新、情報化の進展への対応であります。この面での目まぐるしい環境変化は、一方では中小企業に厳しい対応を迫るものであります。しかし、他方、多品種少量生産分野の拡大等を通じて中小企業が大きく活躍する場を与えるものであります。この機会を積極的にとらえ、旺盛な企業家精神を持つ活力ある中小企業を育成するため、技術力の向上、情報化への対応、人材養成の強化のための施策を積極的に展開いたします。今国会に提出を予定しております中小企業の技術開発の促進を図るためにの中小企業技術開発促進臨時

措置法案と中小企業技術基盤強化税制の創設は、その中でも特に重要なものであると考えております。

第二は、中小企業の経営基盤の安定であります。

中小企業の信用力や取引条件面等での不利を是正するため、金融、税制面での対策や倒産防止対策、下請企業対策、官公需対策、組織化対策などを積極的に推進してまいります。そのため、商工組合中央金庫の業務の拡充やその存立の恒久化などを図るための商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を提出いたしました。また、連鎖倒産の

防止のために中小企業倒産防止共済制度の一層の活用が図られるよう所要の制度改善を行うための中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案も提出いたしましたところであります。

第三は、中小商業、サービス業対策の推進、地域とともに歩む中小企業の育成、小規模企業対策の充実であります。すなわち、コミュニティマート構想を一層推進するとともに、引き続き大型店調整の適正かつ円滑な運営の確保を図ってまいります。また、地場産業振興対策の一層の推進を図ってまいります。さらに、「むらおこし事業」の拡充、人づくり推進事業など経営改善普及事業の強化に努めてまいります。

国土の均衡ある発展を実現するためには、産業立地政策の積極的展開が重要であります。私は、近時の産業立地をめぐる環境変化を踏まえ、昭和七十年を目標とした新しい工業再配置計画の策定や

の適正配置と地域経済の振興を図るためにの産業立地政策の強化に努めてまいります。また、地場産業振興対策の一層の推進を図ってまいります。さらに、「むらおこし事業」の拡充、人づくり推進事業など経営改善普及事業の強化に努めてまいります。

中小企業用新材料、機器システム技術の開発などの住

宅関連技術の開発、環境保全対策、産業保安の確

保などを積極的に推進いたします。

行政改革の推進は、中曾根内閣の最重要課題の

一つであり、私としても真剣にこの問題に取り組んでまいります。

すなわち、六十年度に鉱山保安監督局の附置

統合を行ふとともに、貿易研修事業について民間

活力のより一層の活用を図る観点から、貿易研修センター法を廃止する等の法律案を提出し、認可法人たる貿易研修センターを財団法人とすることとしております。

二十一世紀まで残すところあと十五年余りとなりました。時あたかも変革の大きなうねりの真っただ中にあります。変革の時代に適応できなかつたものが歴史に取り残されることは、多くの歴史書の教えるところであります。

我が国は、この期に当たり、機動的対応を怠らなければなりません。

さらに、技術を中心とした地域経済の振興を図るために、テクノボリス開発計画の着実な実施を図るとともに、新しい技術取引市場、すなわちテクノマートを創造し、地域への技術移転を促進す

る考え方であります。また、水資源再生利用の推進を図るため、バイオテクノロジーと膜分離技術を駆使した水総合再生利用システム、すなわちアク

アルネットサソス90計画を積極的に推進してまいります。さらに、水資源開発の促進、先端企業立地の内陸化傾向に対応した小規模工業用水道の整備などにも努力してまいります。

消費生活の多様化に対応して、消費者保護施策の充実、流通政策の総合的展開、生活関連産業政策の推進にも取り組んでまいります。すなわち、割賦販売法の適正運用、情報化的進展への流通業の適切かつ円滑な対応の促進、織維産業の構造改革、国際化の推進などを図る所存であります。

さらに、快適な生活環境を実現するため、集合

住宅用新材料、機器システム技術の開発などの住

宅関連技術の開発、環境保全対策、産業保安の確

保などを積極的に推進いたします。

行政改革の推進は、中曾根内閣の最重要課題の

一つであり、私としても真剣にこの問題に取り組んでまいります。

すなわち、六十年度に鉱山保安監督局の附置

統合を行ふとともに、貿易研修事業について民間

活力のより一層の活用を図る観点から、貿易研修センター法を廃止する等の法律案を提出し、認可

法人たる貿易研修センターを財団法人とすることとしております。

世界経済は、アメリカの景気拡大等に導かれ、国別、地域別の相違はあるものの、全体として景気回復基調にあります。しかし、アメリカに端を発する世界的な高金利、欧洲諸国を中心とした高水準の失業、世界的な経営収支不均衡、発展途上国との累積債務等幾つかの懸念材料があり、こうした状況を背景として保護貿易主義的傾向は依然として衰えを見せておりません。

我が国経済も、物価の安定が続く中で、一昨年春以降、着実な上昇を続けており、その内容も次第に内外需のバランスのとれた景気拡大過程に入っております。しかし、対外面を見ますと、経常収支はかなりの黒字を示しており、また、長期資本の大額な流出が続いていることから、こうした内外経済の動向を勘案すると、昭和六年度の我が国経済は、次に申し述べる政府の諸施策と民間経済の活力とが相まって、実質で四六%程度の成長を達成するものと見込まれます。

まず第一は、国内民間需要を中心とした景気の持続的拡大を図るとともに、雇用の安定を確保することです。

このため、引き続き行財政改革の推進に努め、民間経済の活力が最大限に發揮されるような環境整備を行うとともに、景気動向に即応した適切か

りたいと考えております。

○委員長(藤矢敬義君) 村田通産大臣、退席され

て結構でございます。

次に、経済計画等の基本施策に関して、経済企画

庁長官から所信を聽取いたします。金子経済企画

府長官。

私は、国民各位の御理解と御協力のもとに、全

ての所信の申し述べましたが、それは私のこの決意の表明にほかなりません。

私は、国民各位の御理解と御協力を

賜りますようお願い申し上げます。

本日、通商産業行政を展開します上での所信の一端を申し述べましたが、それは私のこの決意の表明にほなりません。

私は、国民各位の御理解と御協力を

賜りますようお願い申し上げます。

私は、国民各位の御理解と御協力のもとに、全

ての所信の申し述べましたが、それは私のこの決意の表明にほなりません。

私は、国民各位の御理解と御協力を

賜りますようお願い申し上げます。

昭和六十年度予算におきましては、厳しい財政事情のもとではありますか、一般公共事業の事業費について、前年度を上回る水準を確保することとしたところであり、また、今後とも景気動向に即応した適切かつ機動的な財政運営を図つてまいります。

また、民間活力の発揮の観点から、特に、先端的あるいは基礎的な技術分野等における研究開発の促進を図るとともに、今日の緊急かつ最重要の課題である規制緩和の問題につきまして、今後とも強力に推進してまいる所存であります。

第二は、物価の安定基調を持続させることであります。物価の安定は、国民生活安定の基本要件であり、特に今後社会の高齢化が急速に進行する中で、最も重要な政策課題の一つであると考えております。

今後とも物価の動向に細心の注意を払いながら機動的な対応に努め、公共料金につきましても、物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取り扱っていく考えであります。

第三は、調和ある对外経済関係の形成と世界経済への貢献であります。今や我が国は、みずから率先して保護貿易主義に対する巻き返しを図り、その国際的地位にふさわしい積極的な貢献を行つていくことが必要であります。

このため政府は、累次にわたる对外経済対策を決定し、その推進に努めてまいりました。昨年十二月の対策においては、発展途上国の経済発展に貢献するとともに、OECD監修理事会の合意に従い、さらには、我が国が率先して自由貿易体制の維持強化を図るとの見地から、他の主要先進国に先駆けて東京ラウンドにのつとった関税引き下げの前倒しを実施するほか、特恵シーリング枠の拡大など特恵関税制度の改善を図る等の措置を講ずることいたしました。今後とも、对外経済問

題の解決に引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

今後の中長期の経済運営の課題は、来るべき時代に備えた経済社会の適切な枠組みづくりに取り組むとともに、内需中心のインフレなき持続的成長を達成するよう目指すことになります。

私は、このような経済社会の実現が可能であると確信いたします。我が国経済はその潜在力を最大限に發揮することにより、活力に富んだ経済社会の実現が可能であると確信いたします。

が国経済のかじ取りに全力を傾けてまいります。また、一件一名に対し、二十二万円の課徴金の納付を命じました。

次に、昭和五十九年ににおける公正取引委員会の業務の概略について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。高橋公正取引委員会委員長。

○委員長(高橋敬義君) 金子経企庁長官、退席されて結構でございます。

次に、昭和五十九年ににおける公正取引委員会の業務について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。高橋公正取引委員会委員長。

○政府委員(高橋元君) 昭和五十九年における公正取引委員会の業務につきまして、その概略を御説明申し上げます。

昨年の我が国経済は、世界景気の回復、物価の安定等を背景に輸出が引き続き増加し、国内需要も緩やかながら増加するなど、着実な拡大を続けました。また、技術革新の進展を背景に経済のソーフト化、サービス化、情報化が進むなど、経済社会の構造変化には著しいものがあります。このよ

うな中で、民間活力が十分に発揮されるような経済環境の整備を行うことがますます重要になってまいりました。

特に昨年は、独占禁止法違反事件の迅速な審査に努めるとともに、独占禁止法の運用基準の明確化や広報活動等により予防行政を推進いたしました。

次に、経済実態の調査といしましては、生産、出荷集中度調査、情報化の進展が競争秩序に与える影響に関する調査、民間企業における研究

だほか、下請取引を初めとする中小企業関係の取引の公正化に努めたところであります。

まず、独占禁止法の運用状況について申し上げます。

昭和五十九年中に審査いたしました独占禁止法違反事件は二百九十件であり、同年中に審査を終了した事件は百九十一件であります。このうち

が、合併及び営業譲り受け等につきましては、昭和五十九年中に、それぞれ一千二十六件、七百五十九件、合わせて一千四百八十五件の届け出があり、

九件、合併等一千四百六件の届け出がありました。また、事業者団体につきましては、昭和五十九年中に成立届等一千四百六件の届け出がありました。また、事業者団体の活動に関する事前の相談に対しましては適切に回答を行うよう努めるとともに、相談事例を取りまとめて公表することにより違反行為の未然防止を図りました。

次に、下請代金支払遅延等防止法の運用状況について申し上げます。

下請事業者の保護を図るために一千九十六の親事業者に対し、下請代金の支払い改善等の措置を指導いたしました。特に不当な値引き等の案件につきましては、値引き額を下請事業者に返還させるなど、重点的に取り組みました。また、親事業者及び親事業者団体に対して下請取引の適正化の要請を行うなど、法の周知徹底を図り、違反行為の未然防止に努めました。

次に、下請代金支払遅延等防止法の運用状況について申し上げます。

下請事業者の保護を図るために一千九十六の親事業者に対し、下請代金の支払い改善等の措置を指導いたしました。特に不当な値引き等の案件につきましては、値引き額を下請事業者に返還させるなど、重点的に取り組みました。また、親事業者及び親事業者団体に対して下請取引の適正化の要請を行うなど、法の周知徹底を図り、違反行為の未然防止に努めました。

次に、不當景品類及び不當表示防止法の運用状況について申し上げます。

昭和五十九年中に同法違反の疑いで調査した事件は三千五百九十四件であり、このうち、排除命令を行いましたものは二十件、警告により是正さ

せましたものは千四百二十七件であります。都道府県の行いました違反事件の処理件数は、昭和五十九年一月から九月末までで四千二百十件となつており、今後とも都道府県との協力を一層推進し

てまいり所存であります。

また、同法第三条の規定に基づき、衛生検査所業及び旅行業における景品類の提供を制限する告示を制定いたしました。

事業者が自主的に規制するための公正競争規約につきましては、医療用医薬品製造業における景品類の提供の制限に関する規約など九件を認定し、昭和五十九年末現在における公正競争規約の総数は百二十二件となっております。

以上、簡単でございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げました。

今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

○委員長(降矢敬義君) 以上で政府の所信及び説明は終了いたしました。

両大臣の所信等に対する質疑は後日行うことになりました。

なお、昭和六十年度通商産業省関係予算及び経済企画庁関係予算の説明につきましては、お手元の配付資料で御了承願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

(第一一七〇号)

第一一七〇号 昭和五十九年十二月二十七日受理

いわき産炭地域の指定存続に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会内添田増太郎

紹介議員 佐藤栄佐久君

いわき産炭地域は、昭和三十七年以来、産炭地域振興臨時措置法に基づき、その振興対策が岡られてきたが、昭和六十年度のいわき市の財政力指数が全国市町村の財政力指数の平均値をわずかに上回ることになるため、産炭地域の指定対象外とな

る。しかし、本地域においては炭鉱閉山による經濟的、社会的疲弊から脱しきれず、産業振興を図るための企業誘致、人口の定住化及び文化的生活づくりのための地域整備等が遅延しているほか、炭鉱離職者も産炭地域開発就労事業及び炭鉱離職者緊急就労対策事業に依存している状況にある。

よつて、いわき産炭地域の振興發展を図るために、企業誘致、人口の定住化及び文化的生活づくりのための地域整備等が遅延しているほか、炭鉱離職者も産炭地域開発就労事業及び炭鉱離職者緊急就労対策事業に依存している状況にある。

炭鉱地域としての指定を解除することなく、産炭地域振興臨時措置法の有効期限まで猶予するよう強く要望する。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のようにより改正する。

第三条第三項第二号中「共済金」の下に「若しくは一時貸付金」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2 掛金額は、五千円以上八万円以下で五千円に整数を乗じて得た額とする。

第七条第二項第二号中「共済金」の下に「若しくは一時貸付金」を加える。

第九条第二項に次のただし書を加える。

（第一一七〇号）

二月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、いわき産炭地域の指定存続に関する請願

（第一一七〇号）

第一一七〇号 昭和五十九年十二月二十七日受理

四 倒産の発生の日の翌日以後で、かつ、納付期限の経過後に納付された掛金(前号に規定する增加分に相当する掛金を除く。)であつて、通商産業省令で定める期間を超える延滞があつたものの合計額

第九条に次の一項を加える。

4 事業団が共済契約者に共済金の貸付けをすべき場合において、償還を受けるべき一時貸付金又は納付を受けるべき利子若しくは第十条の二第五項の違約金があるときは、事業団は、当該共済金の貸付額から次の各号に掲げる額の合計額を控除することができる。

一 当該一時貸付金のうち当該共済金の貸付けの場合に当該一時貸付金がなかつたと仮定した場合に貸し付けるべき一時貸付金の貸付限度額を超過する額

二 当該一時貸付金のうち前号の額に相当する部分の利子及び違約金の額

第十条の次に次の一条を加える。

二 一時貸付金の貸付け

第十条の二 事業団は、共済契約者が臨時に事業資金を必要とするときは、共済契約者に對し、その請求により一時貸付金を貸し付ける。ただし、貸し付けることとなる一時貸付金の額が少額であつて通商産業省令で定める額に達しない場合は、この限りでない。

第十一条の二第四項を次のように改める。

一時貸付金の貸付け

第十条の二 事業団は、共済契約者が臨時に事業資金を必要とするときは、共済契約者に對し、その請求により一時貸付金を貸し付ける。ただし、貸し付けることとなる一時貸付金の額が少額であつて通商産業省令で定める額に達しない場合は、この限りでない。

前項の一時貸付金の貸付額は、その請求の時に共済契約が解除されたと仮定した場合に支給すべき解約手当金の額の範囲内において通商産業省令で定める額を限度とする。

4 事業団が共済契約者に完済手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもの、納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎたもの、第十条第三項若しくは第十条の二第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、事業団は、当該完済手当金の額からこれらの額を控除することができる。

第十二条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前項の規定によりその地位を承継されるこ

ととなる共済契約者につき償還すべき共済金額若しくは一時貸付金、納付すべき利子若しくは第十条第三項若しくは第十条の二第五項の違約金又は次条の規定により返還すべき共済

たときは、その者に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前までの日数によつて計算し

た額の範囲内において、違約金を納付させることができ。

6 前条第五項の規定は、一時貸付金の償還期日に改め、同条第五項中「であつて償還期日を過ぎたもの、前条第三項の規定により納付を受けるべき利子若しくは違約金がある場合に準用する。」に改め、「返還を受けるべき共済金」の下に「一時貸付金」を加える。

第十二条第二項を次のように改める。

4 事業団が共済契約者に完済手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもの、納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎたもの、第十条第三項若しくは第十条の二第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、事業団は、当該完済手当金の額からこれらの額を控除することができる。

第十二条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前項の規定によりその地位を承継されるこ

ととなる共済契約者につき償還すべき共済金額若しくは一時貸付金、納付すべき利子若しくは第十条第三項若しくは第十条の二第五項の違約金又は次条の規定により返還すべき共済

金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金がある場合において、当該承継人等がこれら

ないとき。

第十二条第三項中「五万円」を「八万円」に改め、同条第四項中「二百十萬円」を「三百二十萬円」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

事業団は、前項の場合においては、その返還すべき額から次の各号に掲げる額の合計額を控除することができる。

一 債還を受けるべき一時貸付金のうち承継の時に当該一時貸付金がなかつたと仮定した場合に承継人等に貸し付けるべき一時貸付金の貸付限度額を超える額

二 当該一時貸付金のうち前号の額に相当する部分の利子及び違約金の額

第十三条中「行為によつて共済金」の下に「若しくは一時貸付金」を、「当該共済金」の下に「一時貸付金」を加える。

第十四条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「二百十萬円」を「三百二十萬円」に改め、同条第四項中「四十二倍」を「四十倍」に改め、同条に次の二項を加える。

6 共済契約者は、既に貸付けを受け、又は受けることとなつた共済金の額から既に償還した共済金の額を控除した額と第十一条第四項の規定により算定される掛金総額の十倍に相当する額との合計額が三千二百十萬円に達している場合には、事業団に申し出で、当該合計額が三千二百万円未満となるまでの期間に限り、掛金を納付しないことができる。

第十八条中「において準用する第十一条第五項」を削る。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第二項、第十二条第三項及び第四項並びに第十四条第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

(財團法人への組織変更等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発生した倒産に係る共済金の貸付額の範囲については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に行われた共済契約の解除に係る解約手当金の支給については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に共済契約者についてあつた相続に係る当該共済契約者の有していた地位の承継の承諾については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に貯蓄の取扱い

第四条 貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間において、その組織を変更し民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立される財團法人(以下單に「財團法人」という)になることができる。

四条の規定により貿易研修センターがその組織を変更して財團法人になるには、組織変更のため必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

五 第一条の規定による組織変更は、前項の認可があつた時にその効力を生ずる。

六 第二条の規定による組織変更後の財團法人に係る民法その他の法令の適用については、第二

七 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

八 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

九 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十一 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十二 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十三 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十四 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十五 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十六 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十七 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十八 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

十九 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十一 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十二 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十三 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十四 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十五 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十六 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十七 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十八 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

二十九 第二条の規定による組織変更は、前項の認可を受けなければならない。

(登録免許税法の一部改正)

五 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

六 別表第三中二十八の項を削り、二十七の項を二十八の項とし、二十六の二の項を二十七の項とする。

七 地方税法(一部改正)

八 登録免許税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

九 别表第三中二十八の項を削り、二十七の項を二十八の項とし、二十六の二の項を二十七の項とする。

十 地方税法(一部改正)

十一 登録免許税法(昭和四十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

十二 别表第三中二十八の項を削り、二十七の項を二十八の項とし、二十六の二の項を二十七の項とする。

十三 登録免許税法(一部改正)

十四 登録免許税法(一部改正)

十五 登録免許税法(一部改正)

十六 登録免許税法(一部改正)

十七 登録免許税法(一部改正)

十八 登録免許税法(一部改正)

十九 登録免許税法(一部改正)

二十 登録免許税法(一部改正)

二十一 登録免許税法(一部改正)

二十二 登録免許税法(一部改正)

二十三 登録免許税法(一部改正)

二十四 登録免許税法(一部改正)

二十五 登録免許税法(一部改正)

六

昭和六十一年三月四日印刷

昭和六十一年三月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

F